



第10回 酒屋角打ちフェス

出店概要

第2版（2025年2月5日）

開催概要

■名称

第10回 酒屋角打ちフェス ～TOKYO酒屋魂 in上野恩賜公園～

■日程

2025年2月14日（金）～16日（日） ※雨天決行・荒天中止

14日（金）12：00～20：00 ※12時から開会セレモニー（予定）

15日（土）10：00～20：00

16日（日）10：00～19：00

※最終入場は終了の30分前

■会場

上野恩賜公園・噴水広場

■会場構成（酒・食・ステージ 3つのエリアで構成）

【酒】酒屋角打ちブース／【食】フードコート／【ステージ】アーティストによるパフォーマンス

【その他】きき酒体験、じゃんけん大会、謎解き

■酒販店

28店舗 **※酒類販売は酒販組合員に限る**

（都内20店、都外8店「北海道、栃木、石川、富山、福島、長野、鹿児島、沖縄」）

※ブース総数は27店（北海道・鹿児島半ブース使用のため）

■飲食店

24店舗

■入場料

500円（きき酒体験付き）

※20歳未満は入場無料、当日の再入場可

※入場の際に年齢確認を実施。20歳以上の入場者にリストバンドを配布して、20歳以上と未満を区別。

■主催

東京小売酒販組合、TOKYO酒屋魂実行委員会

■後援

東京国税局、台東区

■協力

上野酒類業懇話会、浅草酒販連合会、浅草酒販協同組合、東京小売酒販組合青年会

開催概要

会場

第10回酒屋角打ちフェス

【入場料】500円（きき酒体験付き）
※20歳未満無料
※当日再入場可

開催日程

2025年2月14日（金）～16日（日）
14日（金）12：00～20：00
15日（土）10：00～20：00
16日（日）10：00～19：00

【会場内】3つのエリアで構成
・酒販店エリア
・飲食店エリア
・ステージ

会場

上野恩賜公園・噴水広場

主催

東京小売酒販組合、TOKYO酒屋魂実行委員会

後援

東京国税局、台東区（予定）

協力

上野酒類業懇話会、浅草酒販連合会、浅草酒販協同組合、東京小売酒販組合青年会

申込条件

- ・出店にあたって、イベントの企画・趣旨に賛同いただける方。
- ・出店の際は事務局の提示する規約を遵守する事。
- ・イベントの開催につきまして「荒天時や社会情勢など、やむを得ない理由」により、中止の判断をさせて頂く場合がございます。
※イベント中止となった際にも「出店料」の返金は出来ません。予めご了承願います。

出店概要

出店エリア

上野恩賜公園・噴水広場

基本仕様

形式	テントブース出店
出店料	15万円（税別） ※第10回酒屋角打ちフェス開催時の料金です
販売方法	現金、キャッシュレス決済、角打ちチケット ※併用可能 （お釣り銭、決済端末は各店にて準備・対応願います）
占有面積	間口2.7m×奥行3.6m
付帯備品	テーブル2台（W180×D45cm）、テーブルクロス2枚（W180×D45cm）、丸イス4脚、電源1本（100V 2.0kw）分電盤渡し、石油ストーブ（燃料込）
その他	・給水タンク（18L）、消火器、バケツは基本各自持込。 ※島しょ部を除く東京以外の地域から出店される方には貸出しも可能 ※備品を追加する場合は、追加料金が生じます。
注意事項	※備品の追加が必要な場合は、別途購入が必要です。 ※出店位置の指定はできません。出店位置については、後日お知らせします。 ※上記仕様、寸法と異なる商品を用意する場合がございます。 ※給水タンクに使用する水は「飲用に適する水を用意」または「公園内の給水場」をご利用ください。 ※消火器は「火器を使用する場合」に必要です。

酒類販売のルール

お酒を販売する際は以下、ルールを遵守のうえ販売をお願いします。

【基本ルール】

- ・**無料試飲は禁止いたします。**
- ・**20歳未満の者にはお酒を販売しないよう徹底をお願いします。**
- ・酒類の販売は販売価格表に従い販売をお願いします。

販売方法	杯売り販売 (酒類をプラコップなどに注いで販売)	物品販売 (酒類をビンや缶に入った状態のまま販売)
基本ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・無料試飲は禁止 ・20歳未満の者への酒類販売の禁止 ・酒類の販売は販売価格表に従って販売 	同左
販売価格	<p>杯売り販売価格表参照 ※次ページ</p>	<p>物品販売価格表参照 ※次ページ</p>
提供方法	酒類をプラコップやお猪口に注いで販売	酒類をビンや缶に入った状態のまま販売
決済方法	<p>現金、キャッシュレス決済、角打ちチケット ※決済端末等は、各店にて準備・対応</p>	同左
売上金の管理	各店管理	同左
期限付 酒類小売業免許	届出不要	事前に税務署へ届出が必要

杯売り販売価格表（酒類をプラコップなどに注いで販売）

商品名	価格	容量	備考
①日本酒	300円以上	60ml	価格／容量 全店共通
②ビール類（クラフトビール）	300円以上	各店自由	価格 全店共通
③ビール類（NBビール）	600円以上	420ml	価格／容量 全店共通
④焼酎、ワイン、リキュール、ウイスキー類 ※ストレート、ロック、ホットワインで提供	300円以上	各店自由	価格 全店共通
⑤焼酎、ワイン、リキュール、ウイスキー類 ※炭酸割り、レモンサワー等で提供	400円以上	各店自由	価格 全店共通

物品販売価格表（酒類をビンや缶に入った状態のまま販売）

商品名	価格	備考
①ビール類（NBビール、クラフトビール）	600円以上	価格 全店共通
②チューハイ	600円以上	価格 全店共通
③日本酒ワンカップ	600円以上	価格 全店共通
④水、ソフトドリンク、甘酒	水、ソフトドリンク200円以上 甘酒 各店自由	—

販売価格表に従って販売をお願いします。

※備考欄に、「全店共通」と記載されている項目は、全店共通でお願いします。

※容量欄に、「各店自由」と記載されている項目は、各店で自由に設定可能です。

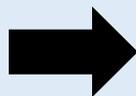
杯売り販売価格表（セット販売）

商品名	価格	容量	備考
①日本酒きき比べセット	300円以上	60ml	価格/容量 全店共通
②ビール飲み比べセット	600円以上	各店自由	価格 全店共通

日本酒のセット販売イメージ



60ml×2杯＝約120ml



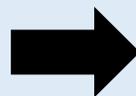
東京の地酒飲み比べセット

※300円×2杯の600円で価格設定した場合
 ※提供容量は60ml ※全店共通

クラフトビールのセット販売イメージ



205ml×2杯＝約410ml



クラフトビール飲み比べセット

※400円×2杯の800円で価格設定した場合
 ※提供容量は205mlに設定 ※各店自由

販売価格表に従って販売をお願いします。

※備考欄に、「全店共通」と記載されている項目は、全店共通でお願いします。

※容量欄に、「各店自由」と記載されている項目は、各店で自由に設定が可能です。

角打ちチケットについて

■チケットの価値

- ・1枚300円相当として利用可能（イベント期間中のみで使い切り）

■チケットのルール

- ・現金、及びキャッシュレス払いと併用可能（キャッシュレスの内容は各店舗にお任せ）
- ・1品につき利用できるチケット枚数に制限は無し
- ・**全ての商品をチケット対象にしてください**
- ・**チケット利用でお釣りは出ません**

■チケットの精算

①チケット1枚あたり300円の価値。そのうち100円を実行委員会の運営費に充当します。

ただし、運営費の充当は1店舗1,000枚を上限とします。**（1,000枚×100円の10万円を上限）**

②角打ちチケットの総売上から運営費を引いた金額を出店者売上として精算します。

■注意事項

※各店でチケットの管理をお願いします。

※イベント会期終了後、後日チケットを実行委員会宛てに発送してください。

（各店にレターパックを配布します。レターパックにてご返送ください。）

■精算の時期

後日、計算して指定口座へお振込みします。

☆出店者の皆様へ

全店、角打ちチケット1枚で飲めるお酒を最低1種類以上ご用意ください。

角打ちチケットの利用について

■販売方法は3通り

- ①現金またはキャッシュレスで販売
- ②角打ちチケットで販売
- ③角打ちチケット+現金またはキャッシュレスを併用して販売

単品販売のイメージ



(例) ビール1杯を600円で販売した場合
パターン①チケット1枚+現金かキャッシュレス
パターン②チケット2枚
パターン③現金かキャッシュレス



(例) 日本酒1杯を400円で販売した場合
パターン①チケット1枚+現金かキャッシュレス
※2枚は不可 (お釣りが出ない為)
パターン③現金かキャッシュレス

セット販売のイメージ



(例) 同一店舗で、ビール1杯600円+日本酒1杯の合計1000円で販売した場合
パターン①現金かキャッシュレス
パターン③チケット1~3枚+現金かキャッシュレス



(例) 同一店舗で、日本酒3杯を1200円で販売した場合
パターン①現金かキャッシュレス
パターン②チケット4枚
パターン③チケット1~3枚+現金かキャッシュレス

角打ちチケット精算の考え方

- ①角打ちチケット1枚300円のうち「100円を実行委員会の運営費」に充当します。
ただし、運営費の充当は1店舗1,000枚を上限とします。 **(1,000枚×100円の10万円を上限)**
- ②角打ちチケットの総売上から運営費を引いた金額を出店者売上として精算します。

【Aパターン】チケットの売上総枚数が1,000枚未満の場合

(例) チケットの売上総枚数が800枚の場合は以下の算式になる。

総売上は24万円 (800枚×300円)

そのうち、

8万円を運営費 (800枚×100円) に充当

24万円 (総売上) - 8万円 (運営費) = 16万円を出店者売上として精算。

総売上24万円

8万円 ※運営費 (800枚×100円)	16万円 ※出店者売上 (24万円 - 8万円)
---------------------------------------	---

【Bパターン】チケットの売上総枚数が1,000枚を超えた場合

(例) チケットの売上総枚数が1,500枚の場合は以下の算式になる。

総売上は45万円 (1,500枚×300円)

そのうち、

10万円を運営費 (1,000枚×100円) に充当 **※考え方②より1,000枚の上限を適用**

45万円 (総売上) - 10万円 (運営費) = 35万円を出店者売上として精算。

総売上45万円

10万円 ※運営費 (1,000枚×100円) ※1,000枚の上限を適用	35万円 ※出店者売上 (45万円 - 10万円)
--	--

軽食販売ルール

軽食販売の際は以下、ルールを遵守のうえ販売をお願いします。

■基本ルール

・「1施設、1品目」の原則が基本となります。（酒類で1品目の扱い）

※ただし、**個包装されている食品（菓子類や乾き物）の販売は酒類提供と一緒にすることが可能です。**

（例）柿ピー、おせんべい、さきいか等

■禁止事項

・お腹にたまる食べ物（弁当、総菜類、主食となるもの）の販売は禁止です。

（例）幕の内弁当等

・飲食店ブースで販売する食べ物と同一の食べ物を販売することは禁止です。

・多量の煙やにおいを発する食べ物の販売は他店舗の営業の妨げとなる為、禁止です。

（例）燻製、くさや等

・生もの（さしみ、生卵、生肉等）、生クリームの提供は禁止です。

・客への提供を行う直前に加熱処理を行わないものは取り扱わないこと。

※ただし、**かき氷、清涼飲料水及び酒類は除く。**

■かき氷にリキュールをかけて提供する場合

・**かき氷にリキュールをかけて提供する行為は「酒類に含む」ので提供可能です。**

ただし、かき氷は飲用水を使用し、手指やほこり等で汚染されない構造の機械を用いて削氷を行い、衛生的な器具を用いて盛り付けをすること。

■その他

・酒類を含め1品目以上販売したい方は酒販店ブースに加え、飲食店ブースとして出店をお願いします。

※イメージ



出店規約

本規約を必ずご一読のうえ、内容を十分にご理解ご承諾いただき、「酒屋角打ちフェス」の一員として円滑かつ安全な運営にご尽力頂き、出店者間の公平性を保ち、他の出店者や来場者に迷惑をかけず、法令や社会秩序を遵守し出店をお願いします。

また、イベント会場内の環境整備や治安維持に随時注力し、衛生的で安心安全な運営をお願いします。

- ① 申込多数の場合は抽選となります。予めご了承ください。
- ② 出店位置は厳正なる抽選のうえ、当会で決めさせていただきます。出店位置は後日お知らせします。
- ③ 出店者は割り当てられた場所の一部、または全部を有償・無償に関わらず第三者に譲渡・貸与もしくは出店者間で交換することはできません。
- ④ 出店料金に含まれるものは次の通りです。
テント1張り（間口2.7m×奥行3.6m）、テーブル2台（W180×D45）、テーブルクロス2枚（W180×D45）、丸イス4脚、電源1本（100V 2.0kw 分電盤渡し）、石油ストーブ1台（燃料込）。給水タンク、消火器、バケツ等その他出店にかかる費用は、すべて出店者の負担となります。
- ⑤ 出店物または金品の管理・保護については出店者が責任を負うものとし、当会は盗難・紛失・損傷その他のいかなる事故に対してその損害を賠償いたしません。出店者は怪我や出店物に対して、販売、展示、商品の輸送にあたり必要な保険をかける等、必要な対策を講じてください。
- ⑥ 保健所の届出にて了承の頂ける物品をお取扱いください。
- ⑦ 火を扱う食べ物の提供は不可とさせていただきます。（燗酒等酒類は可）
- ⑧ 会場内の出張営業や他の出店者に迷惑がかかるような行為は行わないでください。
- ⑨ テント及び備品を破損した場合は後日、ご請求させていただく場合がございますので予めご了承ください。
- ⑩ 駐車場については主催者側ではご用意しておりませんので、会場外へ駐車をお願いします。
- ⑪ 会場内は御影石という特殊な石を使っております。油等で床を汚すと特殊な清掃作業を行う必要がございます。その為、主催者側でも最低限の養生は準備しておりますが、出店者の皆様にもブース内にブルーシートや段ボールを敷き詰めるなどして独自対策をして頂き床を汚さないようにしっかり養生してください。万が一床を汚した場合には、後日清掃費をご請求させていただきますので予めご了承ください。
- ⑫ 公園内のトイレ・下水道・噴水エリアに油を流すようなことは決して行わないでください。発見した場合には違約金（50万円）を請求させていただくとともに、今後本イベントの出店資格を失うこととなります。
- ⑬ ブース内での泥酔するような飲酒行為は禁止します。
- ⑭ 会場内は全面禁煙となっております。ブース内及びブース裏での喫煙は絶対に行わないでください。
- ⑮ 主催者側で夜間に関しては巡回警備を行いますが、盗難・紛失・破損等の責任は負いかねますので出店者側で貴重品・商品などは持ち帰るなどして各自管理をお願いします。
- ⑯ 本イベントは開催前及び開催期間中にやむを得ない状況（地震・火災・テロ行為・悪天候・疫病など）が発生した場合、主催者側判断で中止となることがあります。その際に出店料のご返金は出来ませんので予めご了承ください。
- ⑰ 現在又は将来にわたって直接的、間接的を問わず暴力団等反社会的勢力との関わりが判明した場合、理由を問わず速やかに管轄行政機関へ届け出るとともに、直ちに出品資格取り消しとなりますことをご了承ください。
- ⑱ 本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

感染症対策

各自、基本的な感染症対策を講じていただくようお願いします。

【主な感染症対策】

- ①各自、出勤前の検温、体調管理を徹底してください。
- ②マスクの着用は個人の判断に委ねますが、混雑した際はマスクの着用を推奨します。
- ③手洗い及び消毒等による手指（てゆび）衛生に努めてください。
- ④本イベント中に、体調が優れない場合は、速やかに事務局に申し出てください。
- ⑤ 下記条件に該当する出店者及びスタッフは参加をお控えください。
 - ・発熱や咳、息切れ、風邪等の症状、味覚、嗅覚障害、その他自覚症状がみられる場合
 - ・同居家族や職場、学校など身近に新型コロナウイルス感染症の感染者、もしくは感染の可能性のある方、及び濃厚接触の可能性のある方

補足資料 Q&A

Q)フンカップの出汁割りは提供できますか？

A)厳密には「調理」に該当しますが、提供の際は、出汁類の管理について、厳重に気を付けていただければ提供可能です。
ただし、外部からの細菌汚染及び菌の増殖の為、前日調理や長時間の常温放置は禁止です。

※真空パック等で準備したものをを使用することを推奨

Q)かき氷にリキュールをかけて提供できますか？

A)かき氷にリキュールをかけて提供することは可能です。

ただし、かき氷は飲用水を使用し、手指やほこり等で汚染されない構造の機械を用いて削氷を行い、衛生的な器具を用いて盛り付けをお願いします。

Q)試飲・振る舞い酒をしても大丈夫ですか？

A)甘酒を含め、試飲および振る舞い酒は禁止です。

Q)税務署書類の記載方法を教えてほしい

A)税務署書類の記載方法等につきましては所轄税務署もしくは酒類指導官にお問い合わせください。

Q)角打ちチケット1枚の価値はいくらですか

A)チケット1枚あたり300円相当の価値です。

Q)角打ちチケットの換金はいつですか

A)イベント会期終了後の対応となります。チケットの売上金額は指定口座へお振込します。

Q)出店関係者のリストバンドがほしいです

A)事前に出店関係者リストバンドを各店に10枚配布予定です。

Q)プラコップの配布はありますか

A) 島しょ部を除く、東京都以外の地域から出店される方は、当会より2オンス(60ml)のプラコップを1,000個無償配布します。

※島しょ部を除く、東京都から出店される方は各自準備・ご対応をお願いします。

※不足した場合に備えて各店においてもプラコップのご用意をお願いします。

Q)お酒の販売時に、購入特典として、ひとくちサイズのおつまみを提供する事は可能ですか

A)個包装になっているひとくちサイズのおつまみであれば提供可能です。例：チーズおかき、チョコレート、カルパスなど

※トングなどを使ったとしても、屋外では、菌がつくリスクがゼロではない為、個包装されていない食品の提供は禁止です。

Q)支給されるストーブの上にやかん・お鍋等を乗せてお燗をすることは可能ですか

A：火傷などの恐れを防止するため、主催者側として推奨はしませんが、各自、火傷などに十分注意していただければ、お燗をすることは可能です。

補足資料 Q&A

Q)高価な日本酒を30ml・300円で販売したいと考えています。販売可能ですか？

A)日本酒の提供は全店60ml・300円以上というルールを設けています。従いまして、1杯30mlを300円以上で販売する事はNGですが、300ml×2杯（60ml）300円以上であれば販売可能です。

例) 300ml×2杯（60ml） = 300円以上で販売